

科学技術・学術審議会
大学研究力強化委員会 運営規則 (案)

令和 3 年 12 月 日
科学技術・学術審議会
大学研究力強化委員会

(趣旨)

第 1 条 科学技術・学術審議会大学研究力強化委員会 (以下「委員会」という。)の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令 (平成 12 年政令第 279 号) 及び科学技術・学術審議会運営規則 (平成 13 年 2 月 16 日科学技術・学術審議会決定) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(議事)

- 第 2 条 委員会は、委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員 (以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 主査が必要と認めるときは、委員等は情報通信機器を利用して会議に出席することができる。
 - 3 第 2 項の規定による出席は、第 1 項の規定による出席に含めるものとする。

(書面調査)

- 第 3 条 主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面等を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問うことにより、書面調査を行うことができる。
- 2 前項の規定により書面調査を行った場合、主査が次の会議において報告をしなければならない。

(会議の公開)

第 4 条 委員会の会議及び会議資料は、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件を除き、公開とする。

(議事録の公表)

- 第 5 条 主査は、委員会の会議の議事録を作成し、委員等に諮った上で、これを公表するものとする。
- 2 委員会の会議が、前条の規定により非公開で行われた場合は、主査が委員等に諮った上で、議事録の一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。